

県議会の仕事

県議会は、法令により多くの権限が与えられています。それにより県政の重要な事項を審議し、進むべき方向を決定する役割もつています。主な仕事(権限)は、次のとおりです。

議決

条例の制定・改正・廃止、予算の成立、決算の認定、主要な契約の締結など、県政の重要な事項は、県議会の議決が必要です。

選挙

議長・副議長・選挙管理委員会委員などを選挙します。

同意

知事が選任・任命する副知事及び各種委員など県政の重要な職務に就く人の人事については、県議会の同意が必要です。

意見書提出・決議

県民の利益に関する事項について、関係する行政機関や国会に意見書を提出したり、時の社会問題等についての議会の意思を明らかにするため決議を行います。

請願の審査・陳情の受理

県民からの意見や要望を受理します。なお、請願については審査し、その内容が県政にとって有益なときは採択し、知事や関係機関に送付して、その処理の経過及び結果報告を求めます。

調査・検査

県の仕事に適正に行われているかどうか調査・検査します。必要に応じて、関係者から説明・意見を聴取したり、出頭・証言・記録の提出を求めたりします。

議案を議決するまでの流れ

議案は、本会議で質疑されたのち関係委員会に付託され、十分に審議された上で本会議で議決します。

議会で議決する議案の主なもの

条例	予算
県で定める法のことで、議会の議決を得て制定します。条例には県民の権利や義務に関するもの、県政の運営に関するものなどがあり、知事提出のものと議員提出のものがあります。	知事から提出された1年間の収入(歳入)と支出(歳出)の見積額のことで、議会で可決された予算をもとに各種の施策を実施します。

本会議

開会 議長が会議を開きます。

議案上程 知事または議員が会議の議題(議案)を提出します。

議案説明 提出者が議案について説明します。

質疑 議員が質問をして、知事または関係部長などが答えます。

委員会付託 提出された議案などを詳しく調べるため、委員会に審査を付託します。

委員会

付託議案調査 説明聴取・質疑・採決

付託された議案などを十分に調査した上で、委員会として賛成か反対かの意思を決めます。(修正案を提出することもあります。)

本会議

委員長報告 委員会での審議が終わると、再び本会議を開き、委員会で決まった審査結果を報告します。

討論 委員長報告の後、議案について賛成か反対かの意見を述べます。

採決 議案が十分に審議されると、議長は出席議員に対して賛成か反対かを問い、通常は、出席議員の過半数で可否を決めます。

閉会 すべての議案の採決が終われば、議長が閉会の宣告をします。採決の結果、知事(執行機関)が実施するものは議長から知事へ通知されます。これをもとにして、知事(執行機関)は仕事を進めていきます。

特別委員会

(令和元年5月21日選任・就任)

防災・国土強靱化対策特別委員会 (定数11人)	人権・少子高齢化問題等対策特別委員会 (定数10人)	行政改革・基本計画等に関する特別委員会 (定数10人)	半島振興・地方創生対策特別委員会 (定数11人)	予算特別委員会 (定数20人)
防災、減災、迅速な復旧・復興等諸般の災害に関する施策について調査審議します。	人権、少子高齢化問題等に関する施策について調査審議します。	行政改革、県行政に係る基本計画等及び関西広域連合について調査審議します。	半島地域の振興対策及び地方創生に関する施策について調査審議します。	県の予算を総合的に審議します。
◎井出 益弘 ○中本 浩精 堀 龍雄 森 礼子 濱口 太史 尾崎 要二 富安 民浩 坂本 登 長坂 隆司 奥村 規子 多田 純一	◎吉井 和視 ○藤本眞利子 藤山 将材 岸本 健 北山 慎一 玉木 久登 山下 直也 杉山 俊雄 中西 徹 林 隆一	◎新島 雄 ○中 拓哉 鈴木 徳久 山家 敏宏 鈴木 太雄 岩田 弘彦 尾崎 太郎 浦口 高典 楠本 文郎 玄素 彰人	◎宇治田栄蔵 ○谷口 和樹 中西 峰雄 秋月 史成 川畑 哲哉 谷 洋一 佐藤 武治 山田 正彦 片桐 章浩 高田 由一 岩井 弘次	◎坂本 登 ○濱口 太史 中本 浩精 堀 龍雄 藤山 将材 中西 峰雄 秋月 史成 川畑 哲哉 玉木 久登 鈴木 太雄 岩田 弘彦 山下 直也 尾崎 太郎 谷口 和樹 藤本眞利子 長坂 隆司 高田 由一 奥村 規子 多田 純一 中西 徹
審議内容 ●地震・津波対策 ●土砂災害対策 など	審議内容 ●人権問題対策 ●少子高齢化対策 など	審議内容 ●行財政改革 ●関西広域連合 など	審議内容 ●半島振興 ●地方創生 など	審議内容 ●一般会計予算 ●特別会計予算 など